

## 職員の懲戒処分について

東京都下水道局長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

### 記

#### 1 非行事故（詐欺）

##### （1）懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	30	男性	停職3月

##### （2）事故の概要

事故者は、令和5年7月、同僚職員1名に対し、複数回にわたり偽りを述べて計34万円を自らの口座へ振り込ませた。

なお、事故者は、既に全額返金している。

#### 2 欠勤事故

##### （1）懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	64	男性	戒告

##### （2）事故の概要

事故者は、令和6年9月12日から同年11月12日までの間に、私事欠勤3日を行った。

#### 3 発令年月日

令和7年3月26日

問合せ先  
下水道局職員部人事課  
電話 03-5000-6674